

経営状況分析の申請に必要な提出書類

CIICへのご申請は、簡単便利でお得な「**CIIC電子申請**」をご利用ください。

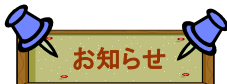
書類名	注意事項
① 経営状況分析申請書 《“CIIC電子申請”のご利用により 「経営状況分析申請書への押印が不要」となります》	<ul style="list-style-type: none"> 当財団の様式をご利用ください。 記載例については別添資料をご参照ください。 申請者の記名、押印が必要です。また、代理人申請の場合には代理人の併記、押印(申請者の押印は不要)が必要です。
② 審査基準日直前1年分の財務諸表等	<ul style="list-style-type: none"> 初めて申請いただくお客様は3年分の財務諸表が必要です。
【法人】 建設業法施行規則様式第15～17号の2 (貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表)	<ul style="list-style-type: none"> 課税事業者のお客様は「消費税抜き」、免税事業者のお客様は「消費税込み」で作成してください。 注記表も必ず添付してください。 法人のお客様は、分析に必要な注2 重要な会計方針(5)の「消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」、注3 貸借対照表関係(2)の「保証債務、手形遊及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額」(受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高の内訳がわかるように)は必ず記載してください。
【個人】 建設業法施行規則様式第18～19号 (貸借対照表、損益計算書)	
【連結】…連結財務諸表による申請の場合 連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書)	
③ 「減価償却実施額」を確認できる書類(当期・前期)	<ul style="list-style-type: none"> 「減価償却実施額」がゼロの場合、提出は不要です。 「減価償却実施額」の計上があり、左記の書類がない場合は、各支部または事務所の担当者までお問い合わせください。 前期減価償却実施額について、前回申請時の当期減価償却実施額と変更がない場合には前期について提出を省略することができます。
【法人】 税務申告書別表16(1)及び同16(2)の写し 上記に加え、必要に応じ その他減価償却実施額が確認できる書類の写し	
【個人】 青色申告書一式の写し又は収支内訳書一式の写し 上記に加え、必要に応じ その他減価償却実施額が確認できる書類の写し	
【連結】…連結財務諸表による申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 提出は不要です。
④ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 商号・名称、代表者名、住所等に変更がある場合は変更届(写し)も併せて必要になります。
⑤ 振替払込受付証明書 《“CIIC電子申請”のご利用による分析手数料の 「電子申請割引」プランをご用意しております》	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。 Pay-easy(ペイジー)をご利用の場合は、振替払込受付証明書はありませんので不要です。
⑥ 兼業事業売上原価報告書	<ul style="list-style-type: none"> 損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合に必要です。 初めて申請いただくお客様は3年分の兼業事業売上原価報告書が必要です。
【法人】【個人】 (建設業法施行規則別記様式第25号の9)	
【連結】…連結財務諸表による申請の場合	
⑦ 委任状の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者より申請に関し何らかの権限について委任を受けている方は、委任事項を記した委任状の写しが必要です。 この場合には、経営状況分析申請書等の申請者欄に申請者の記名に併記して、受任者の記名、押印が必要です。 受任者が経営状況分析結果通知書の受領を希望される場合は、必ずその旨を委任状へ記入してください。
⑧ 換算後の財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 決算期変更等で当期決算が12ヶ月に満たないお客様は必要です。

※ 上記、提出書類のほか、財務諸表の内容に確認が必要な場合には税務申告書類等(決算報告書、勘定科目内訳明細書、元帳等)の提出又は提示をお願いする場合があります。また、審査の内容によっては一度に纏めて提出又は提示のお願いができません場合がありますので、予めご了承ください。

(注) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない方

【連結財務諸表により経営状況分析を申請される方へ】

CIICホームページ<経営状況分析についてのお知らせ【連結財務諸表による申請の注意点等】>に掲載の「**連結財務諸表による経営状況分析を申請される場合の注意事項等**」をご覧ください。



『電子申請割引』のご案内

・「CIIC分析パック」を利用して財務諸表等をご入力いただき作成された“電子申請データ”ファイルにより「CIIC電子申請」をされる場合は、分析手数料が『**電子申請割引**』12,000円(通常より1,500円割引)となります。

・「電子申請割引」による分析手数料をPay-easy(ペイジー)にてお支払いいただけるよう、Pay-easy払込用の支払番号(お客様番号および確認番号等)を別途ご案内いたしますので、お手数でも分析手数料のお支払い前に「Pay-easy支払番号取得依頼票」または、「Pay-easy支払番号取り纏め依頼票」を最寄りのCIIC支部までFAXしてください。

※ 「CIIC分析パック」のご利用により①②⑥の書類を作成することができます(ただし、連結財務諸表の作成には対応しておりませんので、予めご了承ください)。